



プレミアム付商品券のご案内

プレミアム付商品券とは？

今年10月から消費税・地方消費税率が10%へ引き上げられることで、所得の少ない方や乳幼児のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的として販売されるものです。購入対象者などは次のとおりです。

■ 購入対象者

① 令和元年度の住民税が課税されていない方

・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（配偶者や扶養されている方等）、生活保護の受給者などは対象外です。

② 3歳未満（平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれ）のお子さまがいる世帯の世帯主の方

※①②の両方に該当する方は、両方の条件での購入が可能です。

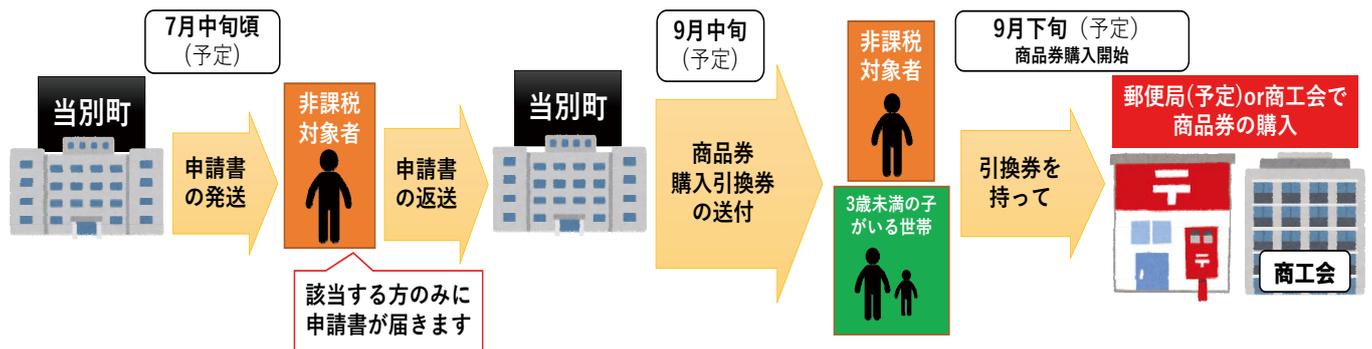
■ 購入限度額

上記①の該当者：1人につき2万5,000円分の商品券（販売額は2万円）

上記②の該当者：対象児童1人につき2万5,000円分の商品券（販売額は2万円）

※商品券は1セット5,000円分（販売額4,000円）で1人につき5セットまで購入が可能です。

■ プレミアム付商品券 購入までの流れ



《スケジュール》

	① 住民税が課税されていない方の場合	② 3歳未満のお子様がいる世帯の場合
7月中旬（予定）	商品券購入引換券交付申請書の送付	（申請は不要）
9月中旬（予定）	商品券購入引換券の送付	商品券購入引換券の送付
9月下旬	商品券購入開始	商品券購入開始
10月1日	商品券使用開始	商品券使用開始

商品券は10月1日から町内店舗でご利用いただけます。

- ・ 購入期間は 9月下旬～2月中旬（予定）
- ・ 使用期間は 10月1日～2月下旬（予定）

《問合せ》

プレミアム付商品券担当
（ゆとろ内） ☎ 25 - 2667

● 配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、平成31年1月1日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができていない方は、役場商工課へ申し出ていただくと、お住まいの住所を秘匿するための措置を受けることができます。詳しくは役場商工課へお問い合わせください。

◎ 申出方法

令和元年6月7日までにプレミアム付商品券担当へ「申出書および添付書類」の提出が必要となります。

※6月7日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。ただし、申し出いただいた旨の連絡が、住民票がある市区町村に届いた時点で、すでに購入引換券が配偶者等に対して交付されてしまっている場合、申し出を行った方への交付はできませんのでご注意ください。

※購入引換券の交付申請手続は、申出手続とは別に行う必要があります。

※詳細はお問い合わせください。

